

平成24年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

- 1 日 時 平成24年3月24日(土)
開会 午前10時02分 閉会 午前10時22分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹 尾 格
委員長職務代理者 角 田 富美子
委 員 宮 田 清 藏
委 員 森 本 寛 子
- 5 出席職員 教育長職務代理者 教育部長 手 塚 光 利
教育部特命担当部長 池 澤 隆 史
教育部副参与兼教育企画課長 櫻 井 勉
教育指導課長 清 水 一 臣
統括指導主事 岡 本 賢 二
教育支援課長 西 谷 し の ぶ
社会教育課長 磯 崎 修
教育部副参与兼公民館長 相 原 昇
図書館長 奈 良 登喜江
教育部主幹(公民館) 大 平 晋 助
- 6 事務局 教育企画課企画調整係長 清 水 達 美
教育企画課企画調整係 佐 薙 陽 子
- 7 傍聴人 4人

平成24年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 平成24年3月24日（土） 午前10時00分から

会 場 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 請 願 第 2 号 小学校及び中学校の給食における放射性物質への対策を求める
陳情
- 第 3 報 告 事 項 (1) 西東京市立学校災害時対応マニュアルについて
- 第 4 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

平成24年第3回定例会
(3月24日)

午 前 1 0 時 0 2 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成24年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は角田委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 請願第2号 小学校及び中学校の給食における放射性物質への対策を求める陳情、を議題といたします。事務局から説明を求めます。

櫻井教育企画課長 請願第2号「小学校及び中学校の給食における放射性物質への対策を求める陳情」に関連いたしまして、これまでの放射性物質の計測等に係る陳情等の市議会及び教育委員会での取り扱い結果について御報告申し上げます。

市議会におきましては、平成23年12月の第4回定例会におきまして、「公園、緑地等の放射線量測定の徹底と給食食材の安全等に関する陳情」、福島第一原発事故に関して、「西東京市の子どもたちの健康と安全を守るための措置に関する陳情」、「給食食材の安全性に関する陳情」について審議されまして、いずれも趣旨採択とされております。教育委員会では、平成23年9月分から市内給食実施小中学校におきまして主な給食食材の産地を公表し、保護者の方に情報提供を行ってまいりました。また、給食食材の放射線量測定実施に向けた具体的な取り組みにつきましては、関係部署と検討を行ってまいりました。その結果、平成24年度におきまして、給食食材の放射性物質の検査費用につきまして予算を計上し、現在、市議会平成24年第1回定例会におきまして審議されているところでございます。今回の検査の対象といたしましては、小学校19校全校と公立の認可保育園17園で、各校各園1回ずつ、計36回実施いたします。また、結果につきましてはホームページ等で公表する予定でございます。

以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本請願を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手なし。よって、請願第2号 小学校及び中学校の給食における放射性物質への対策を求める陳情、は不採択と決定されました。

竹尾委員長 日程第3 報告事項に入ります。質疑は後ほど受けますので、説明を求めます。

(1) 西東京市立学校災害時対応マニュアルについて、を議題といたします。

清水教育指導課長 報告事項(1) 西東京市立学校災害時対応マニュアルについて、報告させていただきます。

まず初めに、作成の目的、経緯について御説明いたします。

本マニュアルは、東日本大震災における各学校の対応を踏まえ、学校防災の在り方を見直し、児童・生徒がより一層安心して学校生活を送ることができるようにすることを目的とし

て作成いたしました。作成するに当たりましては、教育企画課長、学校運営課長、教育指導課長、統括指導主事、児童青少年課長、危機管理室主幹、小中学校の代表校長によって構成する西東京市立学校防災計画検討委員会を立ち上げ、11月から2月まで5回にわたって検討会を行いました。検討会におきましては、さきの震災において、保護者への引き渡しの在り方など、学校の対応にばらつきがあったことを課題として受けとめ、大災害を想定した学校の危機管理体制を見直すとともに、学校が避難所となった場合の対応の在り方について検討を重ねました。その結果、災害発生時の学校の対応について具体的な対応指針を定め、学校災害時対応マニュアルとしてまとめることができました。今後は、3月27日に説明会を開催し、マニュアルの内容を小中学校の校長または副校長に周知するとともに、4月以降、各学校で新しい組織編制のもとで役割分担を決めて、学校ごとのマニュアルを完成していただくことになっております。

マニュアルの詳しい内容は、この後、統括指導主事から説明いたします。

岡本統括指導主事 私からは、マニュアルの概要について御説明いたします。

恐れ入りますが、1ページ、2ページをお開きください。ここでは、西東京市立学校としての災害時の基本的な対応基準を示しております。児童・生徒が学校にいる間に震度5強以上の地震が発生した場合には、すべての学校で児童・生徒を学校に留め置いて、保護者への引き渡しを行います。その際、保護者が帰宅困難となって引き取りに来られないなど、児童・生徒の留め置きが長時間にわたる場合が想定されますが、学校が責任を持って児童・生徒の安全確保を行い、最後の1人まで確実に保護者への引き渡しを行います。また、震度5弱以下であっても、交通機関等が混乱している場合には、保護者が帰宅困難になり、児童・生徒が自宅で1人になる可能性があるため、学校に留め置いて、保護者への引き渡しを行うことといたしました。さらに、児童・生徒が登下校中であつたり、自宅で被災したりした場合でも、自宅に保護者が不在の場合は学校で児童・生徒を保護して、安全を確保することといたしました。一方、児童・生徒の学校での留め置きが長時間にわたり、学校で宿泊させる場合も想定して、各学校で児童・生徒用の食事や防寒具などを準備することといたしました。

恐れ入ります。3ページ、4ページをお開きください。ここでは、災害発生時に学校がいつとき避難場所や避難所となる場合を想定し、事前準備として学校施設を開放する計画を立案すること、また、災害の状況を四つの区分けにし、それぞれの状況に応じた避難所開設までの動きを明確にしておくことを規定いたしました。災害状況につきましては、すべての児童・生徒が学校にいる場合、学校内外に児童・生徒が分散している場合、一部の児童・生徒のみが学校にいる場合、児童・生徒が学校にいない場合の四つの区分けといたしました。詳細につきましては後ほど御説明いたします。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。ここでは、学校がいつとき避難場所、また、避難所となった場合、学校施設内を優先的に開放するエリアと開放しないエリアなど、学校施設の開放方法などの考え方を示したものでございます。開放の基本といたしましては、災害要援護者を優先して低層階に避難させ、その後、上層階に一般の方を避難させるものでございます。

恐れ入りますが、7ページ、8ページをお開きください。ここでは、災害発生時に市民が

学校へ避難してきた場合、学校職員が役割を分担して避難所を円滑に運営するため、必要な組織を明確にしたものでございます。各学校につきましては、各班の責任者を決め、全職員で担当を割り振っておき、災害時に迅速に対応できる体制を整えておくものでございます。

恐れ入りますが、9ページ、10ページをお開きください。ここでは、いつとき避難場所から避難所開設までの基本的な流れを示したものでございます。災害時には校長室に本部を設置して、校長が指揮をとり、被害状況の確認、校門を開錠していつとき避難場所を開設し、避難者の誘導と児童・生徒の引き渡しを同時進行で行い、その後、市職員と連携して避難所を開設してまいります。

恐れ入りますが、11ページ、12ページをお開きください。ここでは、災害時のための事前に準備しておかなければならない事項を明確にするとともに、災害時のために学校が備えておくべき防災用物資を明確にし、点検できるようにしたものでございます。

恐れ入りますが、13ページ、14ページをお開きください。ここからは、災害が発生した状況別の対応手順を示してございます。災害が発生した場合には、児童・生徒の安全確保を優先しながらも、避難してくる市民への対応も同時進行で学校職員が行うこととなります。このページでは、児童・生徒が在籍している時間帯に震度5強以上の地震が発生した場合の想定に基づき、児童・生徒の避難誘導、保護者への引き渡しと同時に、市民への対応をどのように行っていくのかを時系列で示してございます。

恐れ入りますが、15、16ページをお開きください。ここでは、災害発生時に児童・生徒が登下校中など、一部の児童・生徒が学校内におり、一部の児童・生徒が学校外にいるなど、学校内外に児童・生徒が分散している場合の対応手順を示しております。この場合、学校にいる児童・生徒の安全確保とともに、学校外にいる児童・生徒の安否確認や避難指示を行いつつ、避難してくる市民への対応を行うなど、大きく三つの対応が同時に行われる場合を示してございます。

恐れ入りますが、17、18ページをお開きください。ここでは、災害発生時が土曜日や日曜日、休日、夏休みなどの長期休業中であり、一部の児童・生徒が補習や部活動で学校内におり、多くの児童・生徒が自宅等にいる場合の対応手順を示してございます。この場合、学校職員が全員そろっていないことが想定されるため、学校にいる一部の職員で児童・生徒の安全確保と保護者への引き渡しを行いつつ、勤務していない学校職員が緊急に参集して応援に駆けつけ、避難所対応を行うものでございます。

恐れ入りますが、19ページ、20ページをお開きください。ここでは、早朝や夜間など、児童・生徒や学校職員すべてが学校にいない状況の対応手順を示してございます。この場合、市の初動支部要員が学校に駆けつけて開錠し、避難者への対応を行います。また、学校職員も順次参集し、市の職員を応援して避難所の開設を行います。この場合、児童・生徒も一般市民と同様の避難者として学校避難所に受け入れていくこととなります。

恐れ入りますが、21ページをお開きください。学校避難所の開設と運営が円滑に行われるよう、今後、学校ごとに避難所運営協議会を設置するに当たり、設置要項を示したものでございます。避難所運営は市民の方々の協力なしでは困難でありますので、今後、地域に働きかけて避難所運営について協議を重ねることが課題となっております。

22ページ以降は避難所運営の流れをフローチャートとして示しており、26ページには参考として避難所のルール例を示してございます。

以上、雑駁で恐縮でございますが、マニュアルの概要を御説明申し上げました。このマニュアルは、市全体で統一した共通の対応を基本としながらも、各学校の状況に応じて対応していくことを本市のスタンスとしております。なお、今後は、このマニュアルに基づいて学校内で避難訓練を行ったり教職員研修を行ったりするなど、マニュアルの周知を図るとともに、活用を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

森本委員 こちらのマニュアルは、これから学校ごとにまたマニュアルが新しく作成されるということですけど、その後、保護者に対してのそういうマニュアルとかは、保護者にもそれができ次第配布されるという解釈でよろしいでしょうか。

岡本統括指導主事 今、御報告申し上げた西東京市立学校災害時対応マニュアルについては公開をさせていただいて、本市のスタンスとしてはこのようなマニュアルに基づいて緊急時に対応してまいるということを開示してまいりたいというふうに考えております。

森本委員 あと、各学校では、避難訓練などの機会に保護者に対して個別にというか、丁寧に説明をしていただけるということになるのでしょうか。

岡本統括指導主事 この災害時対応マニュアルを基本として学校の既にあるマニュアルを見直していただいて、その見直した結果については、保護者会、または、学校だより等で、学校の対応については周知を図っていただくというふうに考えてございます。

宮田委員 一応、収容人員は4万人という想定になっています。市民はトータルで約20万人でありますので、5分の1、そのぐらいで震度5強だったら大丈夫かと思うのですが、最近ちまたで言われているような直下型地震という場合には、かなりの家屋が崩壊するというようなことがありますので、もう一つランク上ぐらいの人数も考えておく。4万人とかは一時の人数です。もう少し入れられるようなものを考えておかないと、混乱を起こす可能性もあるような気がするのですが、いかがでしょうか。

清水教育指導課長 基本的には、報道機関等からの報道にもありますように、震度5強以上をまず基本とします。その後、大規模災害の想定基準というものがかなり重くなっておりますので、そういったこともこの後含めて、これがスタートラインだということで、また後々検討していきたいと思っております。

角田委員 学校災害時対応マニュアルにはなっているのですけれども、地域住民に対するマニュアルとか説明とか、そういったものはきちっと予定されておりますか。

手塚教育長職務代理者 ただいまの御質問にございました西東京市全体に関することに関しましては、市の一番上位の災害時の計画として地域防災計画というものがございまして、それに基づきまして、先ほど宮田委員からも御質問がありましたが、学校の面積に応じていつとき避難の人数が振り分けられております。角田委員のただいまの御指摘につきましては、西東京市として地域防災計画において示し、今後、市民の皆様にお示していくということになるかと思っております。これはあくまでも教育委員会の管轄内の、学校におけるとい

うことで御理解いただきたいと思います。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第4 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受
けます。 質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして平成24年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会いたします。どうも
ありがとうございました。

午 前 1 0 時 2 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署 名 委 員